

旧優生保護法による 優生手術・人工妊娠中絶などを 受けた方とご家族へ 対象となる方に補償金等を支給します。

国会及び政府は、最高裁大法廷判決を真摯に受け止め、特定の障害や疾病のある方々を差別し、生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、日本国憲法に違反する立法行為を行い、執行し優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという誤った目的に係る施策を推進してきたことにつきまして、深刻にその責任を認め深く謝罪いたします。また、これらの方々が人工妊娠中絶を強いられたことにつきましても、深く謝罪いたします。

補償金の支給

対象: 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人及びその配偶者
(死亡している場合はその遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、
曾孫又は甥姪))

支給額: 本人 1500万円 配偶者 500万円 ※事実婚などを含む

優生手術等一時金の支給

対象: 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方

支給額: 320万円

※上記の補償金を受給した場合も支給する

人工妊娠中絶一時金の支給

対象: 旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方

支給額: 200万円

※左記の優生手術等一時金を受給した場合には支給しない

【請求期限】令和12年1月16日

まずは、お住まいの都道府県の窓口にお問い合わせください。
ご希望があれば請求手続きを弁護士が無料でサポートします。

お問い合わせ先
旧優生保護法
補償金等特設サイト
(手話字幕動画もご覧になれます)



こども家庭庁 旧優生保護法
補償金等相談窓口 | ☎ 電話番号 03-3595-2575 | ☎ FAX 03-3595-2753 | ☐ メールアドレス kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp
受付時間 10:00～17:00 (月曜日から金曜日、土日祝日、年末年始を除く。)

こども家庭庁